

川崎市指令環廃 第67号

許可番号 第05720003319号

### 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大阪府大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏 名 木材開発 株式会社

代表取締役 谷 正剛 様



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

平成28年7月29日

川崎市長 福田 紀彦



許可の年月日

平成27年3月1日

許可の有効期限

平成34年2月28日



- 1 事業の範囲
  - (1) 事業の区分  
中間処理 (破碎)
  - (2) 産業廃棄物の種類  
ア 木くず 以上1種類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 2 事業の用に供するすべての施設 (施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号 (産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)) を記入すること。  
別記1のとおり
- 3 許可の条件
- 4 許可の更新又は変更の状況  
平成27年3月1日 更新許可  
平成28年7月14日 住所変更
- 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 破砕施設 (破砕施設) (設置年月日 平成13年7月23日) (許可年月日 平成23年3月23日) (許可番号 第1205号)	462 t/日 (木くず)	川崎市川崎区水江町 1番50ほか (5408 m <sup>2</sup> )

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
破砕施設一式	462 t/日	破砕施設



この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。